

## 請求管理ロボ、JIIMA「電子書類ソフト法的要件認証」を取得

電子帳簿保存法に対応したシステムとして認証。最新の法制度に適応し、請求管理業務のDXを推進

株式会社ROBOT PAYMENT(本社:東京都渋谷区、代表取締役:清久 健也、以下ROBOT PAYMENT)が提供する請求・債権管理クラウド「請求管理ロボ」は、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会(以下 JIIMA)が認証する「電子書類ソフト法的要件認証」を取得しました。「電子書類ソフト法的要件認証」を取得したことにより、請求管理ロボを導入する企業は、電子帳簿保存法の要件を個別に確認することなく、最新の法令基準に対応したソフトウェアとして安心して導入・利用できるようになります。



令和3年改訂法令基準

JIIMA「電子書類ソフト法的要件認証」取得



「電子書類ソフト法的要件認証」取得 概要

社名:株式会社ROBOT PAYMENT

認証製品:請求管理ロボ

認証日:2022年9月16日

認証番号:400600-00

### ■JIIMA認証取得の背景

2022年1月1日に電子帳簿保存法が改正され、税務署長の事前承認制度の廃止や、電子データとして保存するためのシステム要件が緩和されたことにより、企業では請求書等を電子データとして保存しやすい環境になりました。

その一方で、取引先からメール等で受領した請求書等を紙に出力して保存することが原則不可とされました(施行から2年間の猶予期間が設けられます)。

今回の改正に伴い、企業規模に関わらず請求書の電子化がより一層進むことが予想されます。

上記のような状況を受け、請求管理ロボは以前より電子帳簿保存法のシステム要件に対応しておりましたが、お客様が要件を個別にチェックする必要なく、より安心して導入・利用いただけるように本認証を取得しました。

今後も請求書に関する法制度を適切に遵守し、利用企業の請求管理業務のDX推進、ビジネスの成長を支援してまいります。

## ■JIIMA「電子書類ソフト法的要件認証」について

「JIIMA認証」とは、市販されているソフトウェアやソフトウェアサービスが電子帳簿保存法の法的要件等を満たしているかをチェックし、法的要件を満たしていると判断した事を証明する、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会による認証制度です。

その中でも「電子書類ソフト法的要件認証」は、国税関係書類をコンピュータで作成、紙で発行した場合の控え等を、電子データで保存を行うための市販のソフトウェアやソフトウェアサービスが電子帳簿保存法第4条第2項の要件を満たしているかチェックし、法的要件を満たしていると判断したものを認証するものです。

「電子書類ソフト法的要件認証」についての詳細は、下記をご参照ください。

<https://www.jiima.or.jp/certification/denshishorui/>

## ■請求管理ロボとは

「請求管理ロボ」は、今までエクセルと手作業で行っていた、請求・集金・消込・催促といった作業を全て自動化し、請求業務の大幅削減を実現するクラウドサービスです。請求書の自動発行・自動送付をはじめ、クレジットカード決済・口座振替・銀行振込といった多彩な決済手段を活用した

代金回収を行うことが可能となっており、さらには発行した請求書と入金情報の照合である消込作業の自動化まで実現しています。

(クラウド版) <https://www.robotpayment.co.jp/service/mikata/>

(for Salesforce) [https://www.robotpayment.co.jp/lan/keiri\\_main/appexchange02/](https://www.robotpayment.co.jp/lan/keiri_main/appexchange02/)

## ■会社概要

社名 : 株式会社ROBOT PAYMENT(東証グロース:4374)

所在地: 東京都渋谷区神宮前6-19-20 第15荒井ビル4F

設立 : 2000年10月

代表 : 代表取締役 清久 健也

URL : <https://www.robotpayment.co.jp/>

請求管理ロボ : <https://www.robotpayment.co.jp/service/mikata/>

請求まるなげロボ : <https://www.robotpayment.co.jp/service/marunage/>

サブスクペイ : <https://www.robotpayment.co.jp/service/payment/>